

公益社団法人 日本俳優協会

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本俳優協会定款第27条の規定に基づき、この法人の役員報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事及び監事は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、学識経験を有する者として理事に就任した者には、別表1の額の出席手当を支給することができる。

3 理事及び監事に対する退職金は支給しない。

(役員報酬の支払日)

第3条 出席手当は、出席の都度、支払うものとする。

(役員報酬の支払方法)

第4条 出席手当は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(費用)

第5条 役員が、この法人の職務を行うために要した費用については、これを支払うものとする。

2 前項の費用については、前もって支払うことができる。

(公表等)

第6条 この法人は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とする。

2 この法人は、認定法第20条第2項に従い、本規程を公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「社員総会」をいう。）の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程は、この法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律等の整備等に関する法律第106条第1項に定める登記をした日から施行する。

別表1

学識経験を有する者として理事に就任した者の出席手当
出席1回につき、1万3千円

※【参考】

公益社団法人日本俳優協会 定款（抜粋）
（役員の報酬等）

第27条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。